三重県医療審議会災害医療対策部会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、三重県医療審議会運営要綱第７条の規定に基づき設置された三重県医療審議会災害医療対策部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　部会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）三重県の災害医療体制の整備に関すること

（２）その他三重県の災害医療に関し必要な事項に関すること

２　前項に関する部会の決議は、三重県医療審議会の決議又は意見とすることができる。

（任期）

第３条　部会に属する委員及び専門委員（以下「委員」という。）の任期は、２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第４条　部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。

２　部会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（報告）

第５条　部会長は、部会が決定した事項について、三重県医療審議会に報告又は提案する。

（事務局）

第６条　部会の事務局は、三重県医療保健部医療保健総務課に置く。

（雑則）

第７条　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要領は、平成24年８月１日から施行する。

（附則）

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

（附則）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

（附則）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。